☆障害福祉サービス等一覧表☆

項目			3.医療助成		4.補装具･日常生活用具など						5.日常生活の支援					
制度			重度障害者医療費助成	自立支援医療更生・育成・精神通院	補装具※1	日常生活用具※2	紙おむつの給付	運転免許取得費助成	自動車改造費助成	緊急通報装置設置事業	障害者総合支援法障害福祉サービス	ガイドヘルパーの派遣	日中一時支援事業	児童発達支援放課後等デイサービス	手話通訳・要約筆記者派遣	郵便等の不在者投票
障害種別		等級														
身体障害者手帳	視覚障害	1	○	○	○	○	△	△		△	※介護保険制度が優先されるものがあります	審査・判定された者	日中、介護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な者	障害児や発達に心配のある児童（就学前～高校生）		
		2	○	○	○	○	△	△		△						
		3	◎B1	○	○	△		△								
		4	◎B1	○	○	△		△								
		5	◎B1	○	○	△		△								
		6	◎B1	○	○	△		△								
	平衡機能障害 聴覚障害	2	○	○	○	○	△	○	△	△					○	
		3	◎B1	○	○	△		○	△						○	
		4	◎B1	○	○	△		○	△						○	
		5	◎B1	○	○	△		○	△						○	
		6	◎B1	○	○	△		○	△						○	
	言語 音声	3	◎B1	○	○	△		○	△							
		4	◎B1	○	○	△		○	△							
	上肢下肢体幹 肢体不自由	1	○	○	○	○	△	○	△	△						△
		2	○	○	○	○	△	○	△	△						△
		3	◎B1	○	○	△		○	△							
		4	◎B1	○	○	△		○	△							
		5	◎B1	○	○	△		○	△							
		6	◎B1	○	○	△		○	△							
	内部障害	1	○	○	○	△	△	○		△						○
		2	○	○	○	△	△	○		△						○
		3	◎B1	○	○	△		○								○
		4	◎B1	○	○	△		○								
療育手帳		A	○			△	△			△						
		B1	◎3～6級			△										
		B2				△										
精神手帳		1	○	○		△										
		2		○		△										
		3		○		△										
難病患者等					△	△										
ページ			6	6～8	10	10	11	11	11	11	12・13	14	14	14	14	14

（注）◎は身体障害と知的障害の重複　△は一部該当を示します。
制度によっては年齢・所得・等級(程度)に制限がありますので、各項目をよくお読みください。
※1　補装具については、医療用補装具の支給対象になる場合や介護保険制度が優先される場合があります。
※2　日常生活用具については介護保険制度が優先される場合があります。

（注）この一覧はあくまで目安ですので、○印があっても該当しない場合があります。

6.減免・割引										7.年金・手当・貸付など								項目	
自動車税種別割 自動車税環境性能割 軽自動車税種別割	タクシー初乗運賃助成	有料道路の割引	電車運賃の割引	航空運賃の割引	バス運賃の割引	駐車禁止除外指定車標章の交付	NHK放送受信料減免	駐車区画利用証制度	所得税・住民税の減免	障害基礎年金	特別障害給付金	障害厚生年金	特別障害者手当	障害児福祉手当	重度障害者在宅介護支援給付金	特別児童扶養手当	障害者扶養共済制度	制度	
																		等級	障害種別
○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	国保年金課または、年金事務所へお問い合わせください			診断書により判定されます		◎	△	○	1	視覚障害
○	○	○	○	○	○	○	△	○	○						◎	△	○	2	
○		○	○	○	○	○	△	○	○							△	○	3	
○		△	○	○	○	△	△	○	○									4	
○		△	○	○	○		△		○									5	
○		△	○	○	○		△		○									6	
○		○	○	○	○	○	△	○	○						◎	△	○	2	平衡機能障害 聴覚障害
○		△	○	○	○	○	△	○	○							△	○	3	
○		△	○	○	○		△		○									4	
○		△	○	○	○		△	○平衡	○									5	
○		△	○	○	○		△		○									6	
○		△	○	○	○		△		○							△	○	3	言語 音声
○		△	○	○	○		△		○							△		4	
○	△	○	○	○	○	○	△	○	○						◎	△	○	1	上肢下肢体幹 肢体不自由
○	△	△	○	○	○	△	△	○	○						◎	△	○	2	
○		△	○	○	○	△	△	△	○							△	○	3	
○		△	○	○	○	△	△	△	○							△		4	
○		△	○	○	○		△	△	○									5	
○		△	○	○	○		△	△	○									6	
○	○	○	○	○	○	○	△	○	○						◎	△	○	1	内部障害
○	○	○	○	○	○	○	△	○	○						◎	△	○	2	
○		○	○	○	○	○	△	○	○							△	○	3	
○		△	○	○	○	△	△	○	○									4	
○	○	○	○	○	○	○	△	○	○						◎	△	○	A	療育手帳
○			○	○	○		△		○							△	○	B1	
○			○	○	○		△		○							△	○	B2	
△	○			△	は～もに～ばす	○	△	○	○							△	○	1	精神手帳
軽				△			△		○							△	○	2	
軽				△			△		○							△	○	3	
								△										難病患者等	
17	18	18	18	18	19	19	20	21	22	23	23	23	23	24	24	24	25	ページ	

軽は、軽自動車税の減免のみ、要件をみたすことで該当する場合があります。
は～もに～ばすは、独自の運賃の割引があります。（19ページ）
※条件等、詳しくは各項目ページをよくご覧いただき、関係機関にお問い合わせください。